

## 廃棄保留とされた行政文書の取扱いについて

### 1 今回報告する行政文書ファイルについて

有識者からの現物確認後の意見を受け、令和4年度第1回委員会で廃棄保留とされた知事部局分の285冊（令和元年度末に保存期間が満了した文書）について、令和4年11月に、委員会の意見を原課へフィードバックし、今後のファイルの取扱いについて意見照会を行った結果は次のとおりです。

#### 【原課意見照会の結果内訳】

対象ファイル数	285冊
のうち、委員会の意見を踏まえて原課が廃棄相当としたファイル数	77冊
のうち、委員会の意見を踏まえて原課が保存期間延長としたファイル数	125冊
のうち、委員会の意見を踏まえて原課が移管希望としたファイル数	83冊

### 2 今後の手続

○1の について（77冊）

有識者（九州大学 三輪教授）に再度意見聴取を行った上で、委員会に諮問することとします。

○1の について（125冊）

保存期間を延長することとします。

○1の について（83冊）

熊本県行政文書等の管理に関する条例施行規則第6条に該当すると判断し、歴史公文書として移管対象とします